

第1条 適用範囲

1. 管理者が、利用者（以下、お客様）との間で締結する利用契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる規則（以下、利用規則）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。なお、当施設でのチェックイン時にお客様にお渡しする案内ファイルや場内の掲示物に記載している場内ルールは、利用規則の一つとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 利用契約の申し込み

1. 当施設に利用契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - ① 代表者の氏名、住所、連絡先
 - ② 利用日、泊数、人数、お子さまのご年齢などの区分
 - ③ その他、当施設が必要と認める事項
2. 前項の申出内容に変更が生じた場合、お客様は速やかに変更後の内容を当施設に申し出るものとします。

第3条 利用契約の成立等

1. 利用契約は、当施設が定める方法（ホームページ等）での予約申し込み後に、当施設が定めた事前決済方法にて当施設が着金を確認した時点で成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 次の各号に定める事由に該当する場合、当施設は当該お客様にかかる申し込みを、実際には利用する意思がないにもかかわらず申し込みがなされたものとして取り扱うことができるものとします。その場合、利用契約を解除し、その時点での違約金を申し受けません。
 - ① 前条1項に基づき申し出のあった連絡先への連絡を試みても、宿泊及び日帰り利用日当日の午後5時まで連絡が取れなかったとき。
 - ② 当施設からの連絡を拒否されたとき。

第4条 利用契約締結の拒否

1. 利用の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満場により施設の余裕がないとき。
3. 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 利用しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力。
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
5. 利用しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 利用しようとする者が、コロナウイルス感染者や伝染病者であると認められるとき。
7. 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
9. 利用する権利を譲渡する目的で、利用申し込みをされたとき。
10. 保護者の許可のない未成年者のみが利用される場合及び18歳未満のみで利用される場合。
11. 栃木県、および那須町の定める条例の規定に反するとき。
12. 刺青を露出し、他のお客様を不安に思わせたり恐れさせたりする利用をされる場合。

第5条 お客様の契約解除権及び違約金（キャンセル料）

1. お客様は、当施設に申し出て、利用契約を解除することができます。
2. 当施設は、お客様がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部又は一部を解除した場合、当施設ホームページに定めるキャンセル規定に従い違約金（キャンセル料）を申し受けません。
3. 当施設は、お客様が連絡をしないで利用日当日の午後4時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その利用契約はお客様により解除されたものとみなして処理することがあります。

第6条 当施設の契約解除権

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。
 - ① お客様の利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - ② お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - ③ お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ④ お客様がコロナウイルス感染者や伝染病者であると認められるとき。
 - ⑤ 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑥ 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき。
 - ⑦ 当施設設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - ⑧ 保護者の許可のない未成年者のみが利用される場合及び18歳未満のみで利用されるとき。
 - ⑨ 他のお客様に恐怖心・危害を加える可能性のある動物をお連れの場合。
 - ⑩ 当施設が定める利用規則に違反したとき。
2. 当施設が、前項の規定に基づいて利用契約を解除した場合で、かつ、お客様の責に帰すべき事由の場合には、お客様が未だ提供を受けていない利用サービス等の料金も含めて返金いたしません。ただし、天災等の不可効力に起因する事由の場合にはその限りではありません。

第7条 外国人の方の利用登録

日本国内に住所を有しない外国人の方は、当施設の管理棟において、パスポートの複写をさせていただきます。

第8条 施設の使用時間

1. 当施設の利用時間は、当施設ホームページに定めるとおりとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項が定める時間外の施設の利用に応じることがあります。この場合には当施設が定める追加料金を申し受けます。

第9条 利用規則の遵守

当施設内においては、お客様は当施設が定めて配布及び掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条 営業時間

1. 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、当施設ホームページ、案内ファイル、当施設内の掲示等で御案内いたします。
 - ① 管理棟(フロント) 午前9時から午後5時
2. 前項の時間は、時期やその他やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

第11条 料金の支払い

1. お客様が支払うべき利用料金等の内訳は、当施設ホームページ等で表示するものとします。
2. 前項の料金等の支払いは、当施設が定める方法(ホームページ等)での予約申し込み後に送信するメールやSMS、DM等に記載のある入金方法(口座振込、LINE Pay、PayPay)にておこなっていただきます。
3. 当施設がお客様に利用施設を提供し利用が可能になったのち、お客様が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

第12条 物品・現金等の取扱い

お客様が当施設に持ち込みになった物品並びに現金についての、毀損・汚損・紛失・盗難等の損害について、当施設は一切の賠償はいたしません。

第13条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. お客様の手荷物や物品が利用に先立って当施設に到着した場合、その到着前に当施設に連絡があり、当施設がこれを了解したときに限って保管するものとし、お客様がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は物品等が当施設の了解なく残されていた場合、原則としてお客様が廃棄したものとして処分いたします。ただし、当施設が貴重品に相当すると判断した物については、一定期間保管し、その後最寄の警察署に届けるなどの措置を行うことがあります。
3. 当施設は、了解なく残されていた手荷物又は物品等について、内容物の性質に従い適切に処理を行うため、その中身を任意に点検できるものとし、お客様がこれに異議を述べることはできないものとします。

第14条 駐車場の責任

お客様が、当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではなく、車両の滅失、毀損等の損害について一切の賠償はいたしません。

第15条 お客様の責任

お客様の故意又は過失、本約款若しくは利用規則に違反する行為等、お客様の責に帰すべき事由により、当施設が施設の清掃、修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第16条 インターネット通信の使用

1. 当施設内でのインターネット通信の利用にあたっては、お客様自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果お客様がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
2. インターネット通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により当施設及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第17条 利用エリアへの入場について

当施設は次の各号に定め場合において、お客様のチェックイン後であってもお客様の許可なく利用することがあります。

1. 清掃等、各種サービスを提供するとき。
2. 法令の規定、利用規則、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
3. 警察・消防の指導に従い、必要と判断されたとき。
4. 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。
5. お客様の安否確認・安全確保のため必要と当施設が判断したとき。

第18条 お客様への情報確認について

当施設はお客様へサービスを提供するため、次の事項についてメール、SMS、施設ご利用時、又はその他適当な方法をもって確認をすることがあります。

1. 予約内容
2. 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報
3. その他、当施設が必要と認める事項

第19条 本約款の変更

1. 本約款の内容について、営業を行う上で必要であると判断した場合、事前に予告なく内容変更することがあります。
2. 本約款の変更は、変更後の約款を当施設ホームページ等に掲載し、掲載時から適用するものとします。
3. 約款の変更以前に利用契約が成立していた場合、当施設利用日時点で有効な本約款及び利用規則が適用されるものとします。

第20条 管轄の規程

お客様は本約款に関する一切の紛争について、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。